

岩手県文化財保存活用大綱（素案）についての意見募集について

1 意見募集の趣旨

県では、現在、本県における文化財の保存・活用の基本的な方針を定める「岩手県文化財保存活用大綱」の策定を進めております。

できるだけ多くの県民の皆さんに参加していただき、その御意見を反映させながら、この大綱を一緒に作り上げていきたいと考えております。

つきましては、この大綱素案をご覧になって感じたこと、文化財の保存・活用に関することなど、多くの御意見・御提言をお待ちしております。

2 意見を募集する計画等

岩手県文化財保存活用大綱

3 資料の閲覧場所及び入手方法

- (1) 県ホームページからのダウンロード（トップページ「各種手続き」→「パブリック・コメント」）
- (2) 県庁1階行政情報センター、県民室、各地区合同庁舎内の行政情報サブセンター及び県立図書館
- (3) 岩手県教育委員会事務局生涯学習文化財課（文化財担当）[県庁10階]

4 意見募集の期間と提出方法

- (1) 募集期間
令和2年12月24日（木）～令和3年1月23日（土）
- (2) 提出方法
ア お住いの市町村名と氏名（又は団体名など）を明記のうえ、提出してください。（様式は特に定めません。）
イ 郵便、ファクス又は電子メールにより提出してください。（電話での御意見の募集は行いません）。

5 御意見等の提出先

- (1) 郵送の場合 〒020-8570 盛岡市内丸10-1
岩手県 教育委員会事務局 生涯学習文化財課（文化財担当）
- (2) ファクスの場合 019-629-6179
- (3) 電子メールの場合 DB0005@pref.iwate.jp

※電話による御意見等の受付は対応しかねますので、御了承ください。

6 意見等の取扱い

- (1) 提出いただいた御意見等については、大綱策定の参考とさせていただきます。
- (2) 募集期間終了後、提出いただいた御意見等の概要と、その御意見等に対する県の考え方について、ホームページにより公表します。（類似の御意見等については、まとめて公表します。）
- (3) 上記公表にあたっては、氏名は一切公表しません。
- (4) 御意見等に対する個別の回答は行いませんので、あらかじめ御了承ください。